

児童・母子・父子福祉

相談窓口

児童相談所

児童福祉法の改正により、平成17年度から、市町村が児童家庭相談の一義的な窓口として位置づけられました。

児童相談所では、児童（満18歳未満）に係る諸問題について、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、家庭・学校などからの相談に応じ、必要な調査や医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察をし、それぞれに基づいた必要な指導を行います。

児童相談所一覧

相談所名	所在地	電話
中央児童相談所	〒038-0003 青森市大字石江字江渡5-1	017 (781) 9744
弘前児童相談所	〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7	0172 (32) 5458
八戸児童相談所	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7	0178 (27) 2271
五所川原児童相談所	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173 (38) 1555
七戸児童相談所	〒039-2571 上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176 (60) 8086
むつ児童相談所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	0175 (23) 5975

子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報のためのフリーダイヤルによる「子ども虐待ホットライン」を各児童相談所に開設しています。

いつでも、だれでも、どこからでも通告・通報でき、それらに専門の電話相談員、職員が応じ、虐待問題に迅速かつ適切な対応を行うものです。

中央児童相談所	0120-71-6552
弘前児童相談所	0120-73-6552
八戸児童相談所	0120-74-6552
五所川原児童相談所	0120-75-6552
七戸児童相談所	0120-78-6552
むつ児童相談所	0120-72-6552
※全国共通ダイヤル	0570-064-000

子ども家庭支援センター総合相談

子育てや子ども自身の悩みなど、子どもと家庭に関わる様々な相談に応じます。

〈相談時間〉 9：00～16：00（水曜日、年末年始を除く） 017（775）8080

青森県総合学校教育センター

心の悩みにこたえる教育相談 017（728）5575

〈いじめや不登校など、児童生徒に関わる悩み全般の相談に応じます。〉

特別支援教育に係る教育相談 017（764）1991

〈お子さんの発達や障がい・養育・就学に関わる相談全般に応じます。〉

あたたかテレホン

県教育庁学校教育課に、専任のアドバイザーを配置し、いじめや不登校、問題行動など、教育にかかわること全般についての相談に応じています。

（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日のAM8：30～PM5：00）

あたたかテレホン一覧

名 称	電 話
県 教 育 庁 学 校 教 育 課	017（777）5222

ヤングテレホン

少年の悩みごとや子どもに関する心配ごとなどの相談に、少年補導職員などが相談に応じます。なお、受付は午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日、年末年始を除く）です。

ヤングテレホン一覧

名 称	電 話	名 称	電 話
警 察 本 部 少 年 課	0120 <small>こどもはなやむな</small> (58) 7867	五 所 川 原 警 察 署	0173 (33) 7676
青 森 警 察 署	017 (776) 7676	十 和 田 警 察 署	0176 (25) 7676
八 戸 警 察 署	0178 (22) 7676	む つ 警 察 署	0175 (23) 7867
弘 前 警 察 署	0172 (35) 7676		

※ 上記相談窓口について、土日祝日、夜間でお急ぎの場合は、最寄りの警察署又は警察安全相談（#9110）へご相談下さい。

ヤングメール

少年の悩みごとや子どもに関する相談を、電子メールでも受け付けています。但し、回答は1～2日後（土・日・祝祭日、年末年始を除く）となりますので、緊急性のある相談については、ヤングテレホン、または最寄りの警察署へご相談下さい。

アクセス方法

○パソコン、携帯電話から直接アクセスしたい時は

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

○少年サポートセンターホームページ（ピア・ナビ）

<http://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/syounen/peernavi/index.html>からもアクセスできます。

少年補導センター

警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体および民間有志者等の合同活動によって、少年非行の早期発見、早期補導等を行い、少年の非行防止及び健全育成を期する目的で設置されています。

少年補導センター一覧

名 称	所 在 地	電 話
青森市少年指導室	〒030-0903 青森市栄町1丁目10-10	017 (744) 5770
弘前市少年相談センター	〒036-8207 弘前市大字上白銀町1-1（市役所内）	0172 (35) 7000
八戸市少年相談センター	〒031-0075 八戸市内丸1丁目1-1 市庁内	0178 (43) 2142
黒石市青少年相談センター	〒036-0307 黒石市大字市ノ町5-2	0172 (52) 2876
五所川原市少年相談センター	〒037-0202 五所川原市金木町朝日山319-1	0173 (53) 2111
十和田市スポーツ青少年課	〒034-0301 十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176 (23) 5111
三沢市青少年補導センター	〒033-0031 三沢市桜町一丁目1-38	0176 (53) 3207
むつ市少年センター	〒035-0073 むつ市中央一丁目8-1（市役所内）	0175 (22) 1111
三戸町少年指導センター	〒039-0141 三戸郡三戸町川守田字関根川原55 （中央公民館内）	0179 (22) 2186

チャイルドライン

子どもの声に耳を傾ける電話、お説教ぬき、押し付けぬき、子どもたちの声にただただ耳を傾ける、それがチャイルドラインです。家族のつながり、地域のつながり、友だちとのつながり、ごくごく身近な人たちと上手くつながることが難しい今の子どもたちの環境に、声だけでつながる、ほんのちょっとした居場所を、ということから始まりました。

チャイルドラインは18才までの子どもがかける電話 どんな話でもオーケー！

電話番号 0120-99-7777

相談受付 毎週 月曜日～土曜日 16:00～21:00

家庭児童相談室

市福祉事務所（むつ市を除く）（91頁）に家庭相談員を置き、家庭における児童養育に関する相談及び児童に係る家庭の人間関係に関する相談に応じ、助言を与えるほか、社会福祉主事を配置し、家庭訪問等により、相談、指導を行い児童の福祉の向上を図っています。

主任児童委員

児童虐待や凶悪犯罪の低年齢化など、近年の子どもや子育て家庭をめぐる課題は深刻であり、地域において活動する児童委員や主任児童委員への期待が高まっています。

そのため、担当地区を持たず、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、地区担当する児童委員と児童福祉関係機関との連絡調整を行うことにより、児童福祉の推進を図っています。

男女共同参画センター

セクシュアル・ハラスメントやパートナーからの暴力、女性の生き方や男女共同参画についての相談を行っています。

- 夫婦・親子・嫁姑のことで悩んでいるとき
- 近所・職場などの人間関係で悩んでいるとき
- セクシュアル・ハラスメントやパートナーからの暴力で悩んでいるとき
- 体や性に関することで悩んでいるとき
- 男女関係のことで悩んでいるとき
- 人に言えない悩みがあるとき
- だれに相談していいのかわからないとき

一 般 相 談	専 門 相 談
<p>◆電話相談 どなたでも気兼ねなく匿名で相談できます。 時間 午前9時～午後4時 水曜日・年末年始休み</p> <p>◆面接相談 相談室においていただき、一緒に考えていきます。電話でご予約ください。 時間 午前9時～午後4時 水曜日・年末年始休み</p>	<p>◆法律相談 第2・4火曜日 午後2時～4時</p> <p>◆こころの相談 第3金曜日 午後1時～3時 専門相談は面接のみです。電話でご予約ください。</p>

□連絡先

〒030-0822 青森市中央3丁目17-1

017 (732) 1022 (相談専用電話)

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭及び寡婦からの相談（一般・法律・就業）に応じるとともに、就業支援講習や就業支援バンク事業等を行い、母子家庭等の就業・自立のための支援をしています。

□連絡先 〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ 017 (735) 4152
財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会内

施設

保 育 所

保護者の就労や、病気等で、日々乳幼児を保育することができない場合、保護者にかわって保育します。手続きは市福祉事務所や町村役場で行います。

また、県内には469カ所（平成22年4月1日現在）あり、定員は31,671人となっています。（児童福祉法第39条）

児童厚生施設

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設です。（児童福祉法第40条）

小型児童館

児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びをあたえ、幼児及び少年を個別的、又は集団的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、こども会等の地域組織活動の育成助長をはかる等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものです。平成22年4月1日現在80カ所あります。

児童センター

近年、特に都市において、人口の集中や交通量の増大、宅地開発の進行等により、児童にとって適当な遊び場が著しく不足する一方、テレビの普及等も影響して、児童の運動機会の減少、運動嫌い等に伴い、体力の立ち遅れ現象がみられます。このような現況から児童センターは上記の児童館機能に体力増進機能を加えた児童館となっております。

現在、県内では青森、弘前、八戸、黒石、三沢の5市及び、横浜町、おいらせ町の2町に合計27カ所設置されております。

児童遊園

設備として広場、ぶらんこ及び便所の外必要に応じて遊具を設備することになっております。また子どもの遊びを指導する児童厚生員をおかなければならないことになっております。

本県には児童福祉法によるものが42カ所あります。

児童養護施設

保護者のない児童及び環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設で、県内には6ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。（児童福祉法第41条）

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させる等により、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。本県には1ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。（児童福祉法第44条）

情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。本県には1ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。（児童福祉法第43条の5）

乳 児 院

保護者のいない乳児、又は保護者に監護させることが不相当と認められた乳児、棄児等について保護者に代わって養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設で、対象はおおむね2歳未満の乳幼児です。本県には3ヵ所あります。必要に応じて、児童相談所が入所措置を行います。（児童福祉法第37条）

母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。本県には3ヵ所あり、手続きは福祉事務所で行います。（児童福祉法第38条）

助 産 施 設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。本県には7ヵ所あり、手続きは福祉事務所で行います。（児童福祉法第36条）

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ② 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備え、認定基準を満たす施設は、指導府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。
平成22年4月1日現在における本県の認定こども園数は4カ所です。

保育に伴う制度

保育料軽減事業

出生率の向上及び親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、保育料を軽減する事業を実施している市町村に対して、事業実施に要する経費を補助しています。

保育料は市町村によって異なりますので、詳細は各市町村窓口にお問い合わせください。

保育対策等促進事業

- ① 延長保育促進事業
11時間の開所時間の前後において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行うものです。
- ② 休日保育事業
日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するものです。

次世代育成支援対策交付金事業

- ① 一時預かり事業
専業主婦家庭等の育児疲れの解消や保護者の疾病や災害等に伴う一時的な保育需要に対応するものです。
- ② 地域子育て支援拠点事業
地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等に乳幼児や保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、助言を行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。

幼稚園

幼稚園は、幼児を保育し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、言語や音楽、絵画、自然とのふれあい等の情操を育む活動や集団生活による生活習慣・態度の醸成などの体験・習得できる適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に設置されています。入園手続きは、当該幼稚園又は、各市町村教育委員会等で行っています。

また、県内の幼稚園は、国公立が14カ所（4カ所休園中）私立113カ所（1カ所休園）あります。（平成22年5月1日現在）

奨学生(高校・大学) 財団法人青森県育英奨学会

目的

本会の奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

項目	高等学校・専修学校（高等課程）	大 学
採用人員	700人（予定）	90人
申込資格	<p>高等学校等の本科及び専攻科に在学し、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 青森県人の子弟であること。（保護者が青森県の住民）</p> <p>(2) 高等学校又は専修学校（高等課程）に在学中の者であること。</p> <p>(3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。</p> <p>(4) 学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>〔※ 専修学校（高等課程）は本会の資格要件を満たす学校のみが対象です。〕</p>	<p>出願者は、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 保護者が青森県の住民であること。</p> <p>(2) 平成22年4月、大学（通信制・短期大学・専門学校を除く。）の第1学年に入学見込みの者。</p> <p>(3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。</p> <p>(4) 学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>(5) 原則として日本学生支援機構その他の団体等から学資の貸与又は給付を受けていない者。</p>
貸与月額	<p>国・公立</p> <p>自宅通学 18,000円</p> <p>自宅外通学 23,000円</p> <p>私立</p> <p>自宅通学 30,000円</p> <p>自宅外通学 35,000円</p>	月額 44,000円

返 還	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還 ・利子は、無利子 ・返還は、年賦・半年賦・月賦等の割賦 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与の終了した日の翌月から起算して1年を経過した後、8年の間に年賦・半年賦・その1年以内の割賦により全額返還 ・利子は、無利子
申込方法	奨学金申込書に所要事項を記入し、所得課税証明書を添付して在籍する学校又は、本会事務局へ提出（募集期間は、定期採用が4月上旬から下旬まで。緊急採用が随時）	同左（但し、募集期間は、高校3年時の12月中旬から3月下旬まで）
問合せ先	在籍する学校又は 〒030-8540 青森市新町二丁目3番1号 青森県教育庁教職員課内 (財)青森県育英奨学会 017 (734) 9879 FAX 017 (734) 8274	

青森県立高等学校授業料の無償化・免除

授業料無償化

公立高等学校の授業料無償化が平成22年度から実施され、青森県立高等学校の授業料については、専攻科を除き、原則として不徴収となりました。

生徒・保護者からの申請手続きは不要です。

なお、一度高等学校を卒業したことがある場合などについては、授業料無償化の対象外となります。

授業料免除制度

授業料無償化の対象外の生徒が、生活保護法第12条に規定する生活扶助を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯に属するときや、風水震災その他の天災地変で被害を受けたことなどにより生計が困難になったときは、授業料の全額又は半額が免除されます。

申請方法等については、生徒が在学する県立高等学校の事務室にお問い合わせください。

生活支援

子ども手当制度

子ども手当は、中学校修了前の子どもを養育する方に手当を支給することにより、次代を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的としています。

平成22年度における子ども手当について

□ 支給対象

0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方。所得制限はありません。

□ 支給額

中学校修了前の子ども一人につき月額1万3千円

□ 支払時期

原則として、平成22年6月、10月、平成23年2月に、それぞれ前月までの分が支給されます。

手続きの方法

子ども手当を受給するためには、住所地の市町村役場（公務員の場合は勤務先）で申請手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、住所地の市町村役場（公務員の場合は勤務先）にお問い合わせ下さい。

児童扶養手当

支給対象

何等かの理由により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した年度末までの児童（一定の障害状態にある児童は20歳未満）を監護している母又父又は養育者に対して児童扶養手当が支給されます。

※平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなりました。

手当額・所得制限限度額（各種控除後の金額）一覧

区分	手 当 月 額		
	全 部 支 給	一 部 支 給	
児童数			
1 人	41,720円	次の計算式になります。	
2 人	上記の金額に5,000円加算	41,710－(所得額－所得制限限度額)×0.0184162 上記の金額に5,000円加算	
3人以上	上記の金額に 3,000円ずつ加算	上記の金額に 3,000円ずつ加算	
扶養親族等の数	所得制限限度額 本 人	所得制限限度額 本 人	所得制限限度額 (孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者)
0 人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1 人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2 人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3 人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4 人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人以上	上記の金額に 380,000円ずつ加算	上記の金額に 380,000円ずつ加算	上記の金額に 380,000円ずつ加算

注：手当月額は、平成18年4月以降適用。 所得制限限度額は、平成14年8月以降適用。

遺児等援護対策事業

遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、市町村が実施する遺児等援護対策事業に要する経費を県が助成する制度です。その内容は次のとおりです。

入学祝金の給付

遺児が小学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部を含む）又は中学校（特別支援学校の中学部を含む）に入学する場合に祝金を給付します。

単価 7,000円

卒業祝金の給付

遺児が中学校（特別支援学校の中学部を含む）を卒業する場合に祝金を給付します。

単価 10,000円

連絡先 取り扱い窓口は市町村です。

母子寡婦福祉資金

母子・寡婦家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための各種資金の貸付けを行います。（資金の種類・貸付限度額等は次頁参照）

母子・寡婦福祉資金

母子家庭・寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行っています。

資金の種類	貸付対象等	
事業開始資金	・母子家庭の母 ・寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職することを目的として、必要な知識技能を習得するための資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） ・寡婦	医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	① 技能習得資金を借り受けて知識技能を習得している間 ② 医療又は介護を受けている間 ③ 母子家庭になって間もない（7年未満）母の生活を安定・維持する間 ④ 失業中の生活を安定・維持するのに必要な生活補給資金 ※ 母子家庭の児童に対する父親からの養育費の取得に係る裁判費用も貸付の対象となる
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の結婚資金

(注) 償還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできます。

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還されなかったときは、その翌日から納入し

貸付限度額等	据置期間	償還期限	利率
2,830,000円	1 年	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
1,420,000円	6 カ月	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
一般分貸付限度額：次頁の表（上段）参照 特別分貸付限度額：修学に係る直接必要な経費が一般分貸付限度額を超える場合に、次頁の表（下段）の額を限度として貸付け	当該学校卒業後 6 カ月	20 年以内 専修学校 （一般課程） 5 年以内	無 利 子
月額 68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	20 年以内	保証人有 無利子
自動車運転免許取得の場合 460,000円			保証人無 年1.5%
月額 68,000円 ※貸付期間：知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	6 年以内	無 利 子
自動車運転免許取得の場合 460,000円			
100,000円 通勤用自動車購入費を含む場合 320,000円	1 年	6 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
医療 所得税が課されていない場合 340,000円 480,000円	6 カ月	5 年以内	保証人有 無利子
介護 500,000円			保証人無 年1.5%
月額 103,000円 ※但し、生計中心者でない場合に 月額 69,000円 (知識・技能を習得する場合は 月額 141,000円) ※貸付期間 ①については3年以内 ②については2年以内 ③については母子家庭となつて7年未滿を限度として貸付 ④については退職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後、母子家庭となつて7年未滿の母の貸付満了後失業貸付期間の満了後6ヶ月	技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 7年未滿の母 8年以内 失業 5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
1,500,000円 特別 2,000,000円	6 カ月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
※新居住地で申請 260,000円	6 カ月	3 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%
小学校 39,500円 中学校 46,100円 (所得税非課税の場合貸付)			
公立の高校、高等専門学校、専修学校 (高等、一般課程)、修業施設 (中卒者) 自宅 150,000円 自宅外 160,000円			
私立の高校、高等専門学校、 専修学校 (高等課程) 自宅 410,000円 自宅外 420,000円			
国公立の大学、短期大学、 専修学校 (高等課程) 自宅 370,000円 自宅外 380,000円	6 カ月	就学 20年以内	無 利 子
私立の大学、短期大学、 専修学校 (専門課程) 自宅 580,000円 自宅外 590,000円			
修業施設 (高卒者) 自宅 90,000円 自宅外 100,000円			
300,000円	6 カ月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.5%

た当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収されます。

修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別		学 年 別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学のとき	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学のとき	23,000	23,000	23,000		
	私 立	自宅通学のとき	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学のとき	35,000	35,000	35,000		
高等専門学 校	国公立	自宅通学のとき	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学のとき	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私 立	自宅通学のとき	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学のとき	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大 学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学のとき	45,000	45,000			
		自宅外通学のとき	51,000	51,000			
	私 立	自宅通学のとき	53,000	53,000			
		自宅外通学のとき	60,000	60,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学のとき	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私 立	自宅通学のとき	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学のとき	64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校（一般課程）			31,000	31,000			

修学資金（特別分）貸付限度額（月額）一覧表

学校等種別		学 年 別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学 校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大 学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	76,500	76,500			
	私 立	自宅通学のとき	79,500	79,500			
		自宅外通学のとき	90,000	90,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私 立	自宅通学のとき	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学のとき	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校（一般課程）			46,500	46,500			

ひとり親家庭等医療費助成事業

趣旨及び事業の内容

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成をうけて市町村が医療費の助成をする制度です。（所得制限があります。）

給付対象者

- ① 母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳に達した最初の年度末まで）
- ② 母子家庭の母及び父子家庭の父

医療の給付内容

医療保険における本人が負担すべき額に相当する額

（但し、母及び父については月1,000円の自己負担あり）

☐連絡先 取り扱い窓口は市町村です。

母子家庭自立支援給付費補助事業

母子家庭自立支援教育訓練給付費補助金

県内の町又は村に住んでいる母子家庭の母が指定教育訓練講座を受講し修了した場合、その受講費用の一部を助成する事業です。

母子家庭高等技能訓練促進費等補助金

県内の町又は村に住んでいる母子家庭の母が、対象資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に、修業する全期間高等技能訓練促進費を助成するとともに、入学支援修了一時金を助成します。

いずれの事業も事前の相談が必要です。管内の地域県民局地域健康福祉部福祉総室又は福祉こども総室までお問合わせください。

限られた予算の範囲内で助成を行っているため、助成できないこともあります。

母子家庭の母等の職業的自立促進事業

県では、子育て等で就労経験がないまたは就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母等を対象として、コンピュータ、介護福祉、経理等の職業訓練を実施しています。

対 象 者 母子家庭の母等で、ハローワークに求職申し込みを行っている方

受 講 場 所 指定する民間のスクールなど

受 講 料 無料。（本人所有となるテキスト代、保険料等は自己負担あり）

問 合 せ 青森県商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 017 (734) 9415

母子家庭等介護人派遣事業

対象家庭とは

母子家庭、父子家庭または寡婦の家庭で、就職活動、病気、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等のため一時的に生活援助、保育サービスが必要なとき、介護人（家庭生活支援員）を派遣し、無料でその生活を支援します。（児童扶養手当の所得制限額を超える収入のある家庭は対象となりません。）

お申込みは市町村役場に、お問い合わせは市町村役場のほか、青森県母子家庭等就業・自立支援センター（017-735-4152）または市町村母子会までお願いします。

介護の内容

対象となる家庭の居宅で、乳幼児の保育、食事のお世話、家の掃除、生活必需品等の買物、医療機関等との連絡などの支援をします。

青森県特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、治療にかかった費用の一部を助成する「青森県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

助成の額は、1組の夫婦について1回の治療につき15万円まで。1年度当たり2回まで通算5年間支給します。

詳しいことは、もよりの保健所（92頁に一覧掲載）へお問い合わせください。

児童養育

里親制度

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた里親に委託して、児童を養育することを目的とした制度です。必要に応じて、児童相談所が委託します。（児童福祉法第27条）

児童福祉法の改正により、平成21年度からは、里親は養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3種類となっています。

養育里親となるためには、養育里親認定前研修を受ける必要があります。

里親登録並びに里子委託の推移

区分	年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
認定・登録里親		157	164	171	162	152	155	135	122	128	126	124	116	125
委託里親		39	35	31	26	30	36	31	40	38	38	37	37	38
委託率		24.8	21.3	18.1	16.0	19.7	23.2	23.0	32.8	29.7	30.2	29.8	31.9	30.4
委託児童		42	38	34	30	32	38	35	45	44	47	46	45	51

児童健全育成

放課後児童対策事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導を行うため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

県内では平成21年度末現在38市町村222クラブで実施しています。（中核市含む）

母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るため母親の奉仕、研修、協力組織です。最近、乳幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の浄化等についての活動を重点に活発な組織的活動を行っています。

子育て情報発信事業

近年の都市化や核家族化の進行により、家庭や地域で子育てに関する知識や経験が受け継がれにくくなっている反面、高度情報化社会の進展により、子育てに関する情報が氾濫し、身近で直接的な子育て情報を取捨選択することが困難な状況となっています。

そこで、身近で直接的な子育て情報を気軽に入手し、交換することができるよう、デパートやスーパー等に、子育て情報を掲示するボードを設置し、子育て情報を自由に掲示できるよう、一般に開放しています。

ボードの設置場所は、青森、弘前、八戸地区の各5カ所及び黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ地区の各3カ所となっています。

掲示の申し込み・問い合わせは、下記の各地区の子育て情報ボード管理運営事務局へ。

情報ボード管理運営事務局

地区名	名称	電話
青森	和幸保育園地域子育て支援センター	017-776-1924
弘前	みどり保育園地域子育て支援センター	0172-32-0510
八戸	ファミリーサポートネットコアいちごルーム（たいなか保育園）	0178-47-6336
黒石	子育て支援センターなかごう（中郷保育園）	0172-53-3715
五所川原	第一さつき保育園地域子育て支援センター	0173-35-3343
十和田	子育て支援センターどろんこ（小さな森保育園）	0176-23-4794
三沢	三沢地域子育て支援センター（チャリティー第二保育所）	0176-53-1176
むつ	大平保育園地域子育て支援センター	0175-24-5117

子ども虐待防止対策

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、子どもへの虐待を未然に防ぎ、子どもを虐待から守るために、虐待を早期に発見できるネットワークの構築や普及啓発活動等、総合的に推進するものです。

子どもへの虐待を未然に防ぎ、子どもを虐待から守るために

子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進体制の整備

1. 青森県要保護児童対策地域協議会（県レベルのネットワーク）
2. 要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワーク（市町村レベルのネットワーク）
3. 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業
 - ①子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト
 - ②児童相談所からのバックアップ力強化事業

子育て支援に関する普及啓発活動

1. 県広報誌による県民への普及啓発
2. 子ども虐待ホットラインカードの作成配布
3. 子ども虐待防止についての意識啓発
4. 子ども虐待防止ハンドブックの作成配布

子育てに伴う不安等の解消を図るための相談支援体制の充実強化

1. 子ども虐待事例検討委員会
2. 子ども虐待防止マニュアル作成配布
3. 子ども虐待ホットラインの設置
4. 児童相談所における相談体制の充実強化
5. 医療機関用虐待防止マニュアル作成配布
6. 子どもの権利ノート作成・配布

子育てに伴う不安等を抱える母親等に対する地域ぐるみの子育て支援体制の充実

1. 地域子育て支援拠点事業の推進
2. 青森県子ども家庭支援センターの設置

子育て支援に関する研修の充実

1. 子ども虐待要保護児童対策研修会
2. 母子・婦人・家庭相談員業務連絡会議
3. 主任児童委員の研修
4. 子どもの人権を考える啓発事業
5. 市町村職員の専門性向上事業

母子の健康

母子健康手帳

妊娠された方に交付されるのですが、この手帳は医師、保健師、助産師などの診察や指導の内容を記入する欄と保護者が記入する欄があり、異常や病気を未然に防ぐ資料ともなります。この手帳は市町村に妊娠届を出すと交付されます。

療育医療

都道府県知事は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養にあわせての学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行う制度です。

療育の給付の内容

- ① 医療
- ② 学習及び療養生活に必要な物品の支給

指定医療機関

- ③ 県立中央病院

手続き方法

親権を行う者又は後見人が、その監護すべき児童に代って、当該児童の居住地を管轄する保健所長を経て、知事に進達するようになっています。（児童福祉法21条の9）

養育医療

生まれた子どもが未熟児（母子保健法第6条第6項）で養育のため入院を必要とする場合、これに対する養育に必要な医療を給付する制度です。手続きは指定養育医療機関の担当医師の意見書等を添え、各地域県民局長に対して申請することとなっています。

小児慢性特定疾患治療研究

満18歳未満の児童が、次にかかげる疾患に該当し、治療研究の対象疾患児として県の委託医療機関に入院又は通院する場合は、その医療費の自己負担分が公費で負担される制度です。（児童の保護者等の所得状況に応じた一部自己負担があります。）

申請手続きは児童の保護者が、申請書に医師の意見書等を添えて、各地域県民局長に提出することになっています。

治療研究の対象疾患及び治療研究期間等

- ◎対象疾患……①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液、免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患（疾患ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。）
- ◎治療研究期間……1年以内（必要と認められる場合は、その期間を延長することができます。）
- ◎対象……入院及び通院

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児の日常生活がより円滑に行われるように、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、下記の日常生活用具の給付を行います。

詳しくは、市町村にお問い合わせください。

- ◎給付品目……①便器、②特殊マット、③特殊便器、④特殊寝台、⑤歩行支援用具、⑥入浴補助用具、⑦特殊尿器、⑧体位変換器、⑨車いす、⑩頭部保護帽、⑪電気式たん吸引器、⑫クールベスト、⑬紫外線カットクリーム

三歳児健康診査

各市町村において身体発育及び精神発達の最も重要な時期である3歳児（満3歳以上～4歳未満）のすべてに対し、総合的健康診査を無料で実施し適切な指導、措置を行うことにより幼児の健康増進、精神発達を図ります。（母子保健法第12条）

また、健診の結果、異常が発見された場合は、専門の医療機関において精密検診を受けることができます。

1歳6カ月児健康診査

各市町村において幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の特徴が容易に得られる1歳6か月児に対して健康診査を無料で実施し、幼児の健康の保持及び増進を図ります。（母子保健法第12条）

妊婦・乳児健康診査

母子の健康管理と異常の早期発見、早期治療に努めるため、次の健康診査を行います。（母子保健法第13条）

◎ 医療機関での健康診査

全ての妊婦は、市町村が委託した医療機関で、14回の健康診査を受けることができます。また、乳児は1～3回健康診査を受けることができます。

健康診査を受けるには受診票が必要なので、妊婦は妊娠届出のとき、乳児は出生届出のとき市町村から受診票の交付を受けて下さい。

市町村母子保健事業

各市町村が実施主体として次のような事業が行なわれることになっています。

1 母子保健相談指導事業

母性及び乳幼児の健康の保持、増進を図るために母子保健に関する各種の健康教育を総合的に行い、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図るための事業。

2 次世代育成支援対策事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものです。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に看護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養護が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うものです。

(3) 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を進めます。

(4) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を進めます。

(5) 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を自主的に進めます。

先天性代謝異常検査等

生まれつき、体の中の酵素の働きが悪いため精神発達の障害をおこすフェニールケトン尿症などの先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の早期発見のための検査を実施しています。検査は、赤ちゃんが生まれて5日目～7日目までの間に産婦人科又は小児科の医療機関で採血し、青森県環境保健センター及び県が委託している検査機関で行いますが、検査料は無料です。ただし医療機関での採血料は自己負担となっております。

□連絡先 青森県環境保健センター

〒030-8566 青森市東造道一丁目1-1 017(736)5411

B型肝炎母子感染防止事業

B型肝炎は、結核に次ぐ第二の国民病といわれていますが、妊婦がB型肝炎ウィルスを有する場合に母子感染によってその子がキャリア（HBs抗原持続陽性者）化することがあるため、母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずることにより母子感染を防止し、B型肝炎の撲滅と乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的として、妊婦に対するスクリーニング検査を医療機関に委託して、実施しています。

検査の受診票は、妊婦健康診査受診票の中に含んで、妊娠届出の際、市町村窓口で配布しています。

乳幼児はつらつ育成事業

各市町村が行っている乳幼児医療費給付事業（乳幼児の医療費助成）に対し、県が費用の2分の1を補助しています。

対象年齢は、0歳児から小学校未就学児童となっており、4歳児から小学校未就学児童の入院は1日当たり500円、通院は1月当たり1,500円の一部負担金があります。所得制限により対象とならない場合がありますが、市町村により内容が異なりますので、詳しくは市町村窓口にお問合わせください。